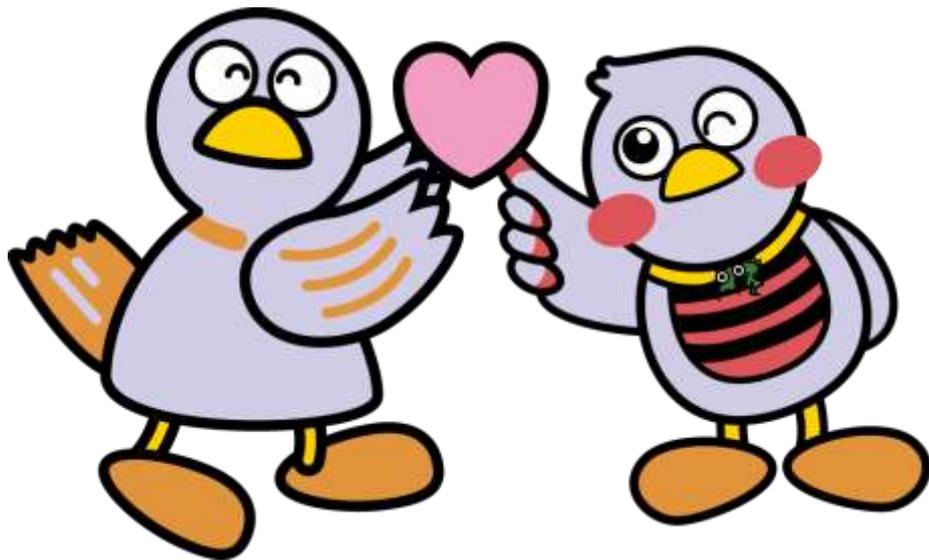


令和 3 年 度

埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

資 料



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

目 次

1 令和3年度事業結果（総括）	1
2 ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況	
（1）保健医療部 薬務課	3
（2）保健医療部 国保医療課	7
（3）保健医療部 衛生研究所	8
（4）福祉部 社会福祉課	10
（5）地方独立行政法人埼玉県立病院機構	11
（6）埼玉県後期高齢者医療広域連合	12
3 令和4年度事業計画（案）	14
埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱	15
埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員名簿	17

令和3年度事業結果（総括）

年 月 日	事 業 内 容	担当課所
会議の開催等		
令和4年 1月	埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会 (書面開催に変更)	薬務課 (国保医療課・衛生研究所・社会福祉課・後期高齢者医療広域連合)
普及啓発【医療関係者向け】		
令和3年 12月	汎用ジェネリック医薬品リストの作成・公表 資料2	薬務課
通年	医療扶助における後発医薬品使用原則化に係る周知及び協力依頼 ・状況に応じて、生活保護法指定医療機関に対し説明、指導、助言	社会福祉課
普及啓発【県民向け】		
令和3年 5月19日	ジェネリック医薬品使用促進に関するセミナー開催 (ホームページにより動画配信)	協会けんぽ埼玉支部、薬務課、さいたま市
7月	後期高齢者医療広域連合における普及啓発 ・被保険者証の年次更新時にあわせ、ジェネリック医薬品希望シールを送付	後期高齢者医療広域連合
9月	・ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知の送付（薬務課作成のリーフレットを同封）	
通年	・新規資格取得者に対し、各市町村窓口にてジェネリック医薬品希望シールを配布	(市町村)

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 保健医療部 薬務課①

事業名：会議の開催等

事業の概要

- 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会

令和3年度実施結果

- 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催
・令和4年1月 書面開催

令和4年度実施計画

- 1 埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会の開催
令和5年1月予定 さいたま市内

事業名： ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【医療関係者向け】

事業の概要

- 1 郡市医師会、歯科医師会及び地域薬剤師会を対象とした勉強会
- 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
- 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察（中止）

令和3年度実施結果

- 1 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
・獨協医科大学埼玉医療センター、さいたま赤十字病院、深谷赤十字病院、上尾中央総合病院、川口市立医療センター、県立がんセンター、県立循環器・呼吸器病センター、国立病院機構埼玉病院の協力を頂いてリストを更新。また、さいたま赤十字病院、県立がんセンター、深谷赤十字病院、川口市立医療センターのジェネリック医薬品採用基準を掲載し、ホームページで公表。
- 2 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により中止

令和4年度実施計画

- 1 郡市医師会、歯科医師会及び地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催
- 2 汎用ジェネリック医薬品リストの更新
- 3 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察

事業名： ジェネリック医薬品使用促進に向けた啓発【県民向け】

事業の概要

- 1 リーフレット、啓発資材の作成・配布
- 2 県民向けの広報

令和3年度実施結果

- 1 (1) リーフレットの作成・配布
・市町村及び地域薬剤師会へ配布

(2) 啓発用資材の作成・配布
・啓発用マスクを作成し保健所へ配布
- 2 (1) 埼玉県ホームページ等による広報
薬務課ホームページに掲載

(2) 一日薬剤師体験教室（中止）

令和4年度実施計画

- 1 啓発資材等の作成・配布
- 2 県民向けの広報
 - (1) 映画館における啓発用動画の上映
 - (2) ホームページ等による広報
 - (3) 一日薬剤師体験における講義

事業名：関係機関・団体との連携

事業の概要

- 1 全国健康保険協会（協会けんぽ）埼玉支部との事業連携
- 2 関係機関・団体への啓発資材等の提供

令和3年度実施結果

- 1 (1) ジェネリック医薬品使用促進に関するセミナーの開催
・令和3年5月19日に、協会けんぽ埼玉支部・さいたま市と共催でジェネリック医薬品の使用促進に関するセミナーを無観客で開催し、ホームページにより動画配信

(2) ジェネリック医薬品の使用割合の低い医療機関へ訪問予定であったが、中止
- 2 関係機関・団体への啓発資材の提供
・埼玉県薬剤師会 リーフレット、マスク

令和4年度実施計画

- 1 全国健康保険協会（協会けんぽ）埼玉支部との事業連携
- 2 関係機関・団体への啓発資材等の提供

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 保健医療部 国保医療課

事業名：国民健康保険におけるジェネリック医薬品の使用促進

事業の概要

1 市町村国保・国民健康保険組合の取組

被保険者に対し、「ジェネリック医薬品希望カード・シール」の配布や、処方された薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減額を試算した利用差額通知を送付している。

2 県の財政支援

(1) ジェネリック医薬品の利用促進に係る郵送料について、市町村に対して保険給付費等交付金を交付する。

(2) ジェネリック医薬品の使用促進状況について評価すべき市町村に対して保険者努力支援制度交付金（都道府県分）を配分し、配分額を県への納付金から差し引くことで、インセンティブを付与する。

令和3年度実施結果

希望カード・シールの配布、差額通知送付の取組保険者数（見込み）

	カード	シール	差額通知
保険者数	10	64	68
(再掲)市町村	9	60	63
(再掲)組合	1	4	5

令和4年度実施計画

埼玉県国民健康保険運営方針（第2期・令和2年12月策定）では、令和5年（2023年）度にジェネリック医薬品数量シェアを80%以上とする目標を定めている。

目標達成に向けた取組として、市町村はジェネリック医薬品の使用促進のため、ジェネリック医薬品希望カード、希望シールの配布や利用差額通知を引き続き実施し、利用者や関係機関への周知広報、働き掛けに取り組むこととしている。

県は、市町村の取組を支援するため財政支援等を行うこととしている。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 衛生研究所 薬品担当①

事業名：後発医薬品品質確保対策事業

事業の概要

後発医薬品の品質に対する信頼性を高めるため、「医薬品・医療機器等一斉監視指導」の一環として、後発医薬品の製造業者等に対する立入検査を実施するとともに、市場流通している後発医薬品を検査して、一層の品質確保を図ることを目的としたものである。
当所においては、後発医薬品の品質を確認するための検査をしている。

令和3年度実施結果

抗てんかん薬18製剤の溶出試験を実施した。

令和4年度実施計画

今後も当事業に基づき、後発医薬品の品質検査を実施していく予定である。

事業名：後発医薬品品質情報提供等推進事業

事業の概要

国立医薬品食品研究所を主体とした「ジェネリック医薬品情報検討会」において、後発医薬品の品質に関する監視指導と学術的評価を連動させた一元的な品質確保を推進し、後発医薬品に対する信頼性の向上を図ることを目的としたものである。

品質に懸念等が示されている品目や市場流通品に検査の優先順位をつけ、体系的な品質確認検査の方針を決定し、当所が属する製剤試験ワーキンググループで試験検査を実施している。

令和3年度実施結果

疼痛治療剤11製剤について、先発製剤と後発製剤の溶出挙動の同等性または類似性を確認した。

令和4年度実施計画

製剤ワーキンググループで選定された品目について、溶出性の評価や純度試験及び定量試験等適宜試験を実施していく予定。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 福祉部 社会福祉課

事業名： 医療扶助における後発医薬品使用原則化に係る周知及び協力依頼

事業の概要

平成30年6月の生活保護法改正に伴い、平成30年10月1日から、生活保護の医療扶助における後発医薬品使用原則化が施行され、生活保護受給者については、医療を担当する医師又は歯科医師が医学的知見に基づき後発医薬品を使用することができると認めた場合、後発医薬品を給付することが原則となった。

当課では、本改正に関して関係各所への周知及び協力依頼を行っている。

令和3年度実施結果

生活保護法指定医療機関に対し法に基づく個別指導を行い、当該改正に関する説明を改めて行ったほか、当該改正後の現場における事務の状況等についてヒアリングし、必要に応じて指導・助言を行った（令和3年度中に2医療機関に対し実施予定）。

令和4年度実施計画

新型コロナウイルス感染拡大の状況にもよるが、今年度同様、生活保護法指定医療機関に対し法に基づく個別指導を実施する際に説明及び状況のヒアリングを実施することを予定している。

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 地方独立行政法人埼玉県立病院機構

事業名：後発医薬品採用の推進

事業の概要

1 後発医薬品採用の推進

令和3年度実施結果

1 後発医薬品の数量シェア

	令和3年度 (10月末)	前年度同時期 との比較
循環器・呼吸器病センター	93.6%	+0.3%
がんセンター	93.8%	-0.2%
小児医療センター	80.9%	+8.8%
精神医療センター	78.4%	+2.2%

令和4年度実施計画

地方独立行政法人の中期計画（令和3～7年度）において、後発医薬品の割合の目標値を定めている。

後発医薬品の割合（数量ベース）	令和元年度実績	令和7年度目標
循環器・呼吸器病センター	94.0%	90.0%
がんセンター	91.8%	93.0%
小児医療センター	72.7%	75.0%
精神医療センター	64.9%	80.0%

ジェネリック医薬品使用促進についての取組状況

課・所名： 埼玉県後期高齢者医療広域連合①

事業名：ジェネリック医薬品希望シールの配布

事業の概要

被保険者証の年次更新時にあわせ、ジェネリック医薬品希望シールを同封することにより、全ての被保険者に効果的に送付する。また、新規資格取得者に対しては、各市町村窓口にて配布し、ジェネリック医薬品使用促進についての周知徹底を図る。

令和3年度実施結果

ジェネリック医薬品希望シールの作成・配布

作成数：1,065,000部

被保険者証更新時同封数：約985,000部

市町村窓口配布数：約80,000部

令和4年度実施計画

引き続き数量シェア80%以上を目指し、令和4年7月に予定されている被保険者証の年次更新時においても、同事業を実施していく。

事業名：ジェネリック医薬品利用差額通知の送付

事業の概要

被保険者のレセプトデータを分析し、現在使用している先発医薬品の自己負担額と比較して、一定金額以上の削減が見込まれる被保険者に対し、ジェネリック医薬品を利用した場合の軽減可能額を通知することにより、被保険者の自己負担額の軽減や後期高齢者医療における医療費の適正化を図る。

令和3年度実施結果

ジェネリック医薬品利用差額通知送付件数 ⇒ 107,592通

(R2: 113,445通)

差額通知発送後の令和3年10月分及び11月分の調剤状況に基づき、効果測定を実施する。令和3年度については、効果測定中。

以下、令和2年度効果測定結果

・通知対象者の切替率(11月分) ⇒ 43.5%(R2)

・数量シェア(11月分) ⇒ 78.8%(R2)

・削減効果額(10～11月の平均) ⇒ 115,414,072円(R2)

令和4年度実施計画

令和4年9月末送付を予定。令和4年度においても、引き続き数量シェア80%以上を目指し、同事業を継続していく。

令和4年度事業計画（案）

事業内容	担当課
1 研修会等	
(1) 勉強会 郡市医師会、歯科医師会、地域薬剤師会を対象とした勉強会の開催	薬務課
(2) 工場視察 ジェネリック医薬品メーカーの工場視察の実施	薬務課
2 普及啓発活動	
(1) 啓発資材の作成・配布 「薬と健康の週間」等の機会を捉えて、ジェネリック医薬品の普及啓発を実施	薬務課
(2) ジェネリック医薬品希望カード、希望シールの配布や利用差額通知の実施	国保医療課
(3) 全国健康保険協会（協会けんぽ）埼玉支部と連携した啓発活動 ジェネリック医薬品の使用促進に関する座談会を開催 メディアや広報紙等によるPR活動のほか、県民に啓発資材、リーフレット等の配布	薬務課
(4) 映画館における啓発用動画の上映 ジェネリック医薬品使用促進に関する啓発用動画を映画館にて上映	薬務課
(5) 一日薬剤師体験教室における講義	薬務課
3 その他	
(1) 汎用ジェネリック医薬品リストの更新 医薬品採用リストの更新	薬務課
(2) 市町村への財政支援	国保医療課
(3) 医療機関への働きかけ 生活保護法指定医療機関を訪問し、医療扶助におけるジェネリック医薬品使用原則化に係る事務の状況等のヒアリングを実施	社会福祉課
(4) ジェネリック医薬品の品質確認検査を実施	衛生研究所
(5) 地方独立行政法人の中期計画において、ジェネリック医薬品の数量シェアに関する目標を定め、ジェネリック医薬品採用を推進	地方独立行政 法人埼玉県立 病院機構

埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 県民及び医療関係者が安心してジェネリック医薬品を使用することができる環境整備について、関係者間で協議等を行うため、「埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、ジェネリック医薬品に関する次の事項について協議する。

- (1) ジェネリック医薬品の安心使用促進策に関すること
- (2) 県民に対する正しい知識の普及啓発に関すること
- (3) その他必要な事項

(組 織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって、構成し、15名以内とする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) その他適当と認められる者

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年間とする。

ただし、欠員が生じた場合に補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会には会長、副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 会長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(部 会)

第7条 協議会に、地域レベルで調査検討するための部会を置くことができる。

(庶務等)

第8条 協議会の庶務は、保健医療部薬務課において処理する。ただし、部会の運営は、担当保健所において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月27日から施行する。

埼玉県ジェネリック医薬品安心使用促進協議会委員名簿

(任期:令和4年11月30日まで)

区分	氏名	団体の役職
学識経験者	杉林 堅次	城西大学 薬学部 教授 (城西国際大学学長兼任)
	亀井 美登里	埼玉医科大学 医学部 社会医学 教授
関係団体	丸木 雄一	一般社団法人埼玉県医師会 常任理事
	高橋 朗	一般社団法人埼玉県歯科医師会 理事
	池田 和久	一般社団法人埼玉県薬剤師会 副会長
	原 彰男	埼玉県公的病院協議会 理事
	町田 充	一般社団法人埼玉県病院薬剤師会 副会長
	桐谷 正之	埼玉県製薬協会 会長
	杉山 芳弘	一般社団法人埼玉県医薬品卸業協会 常務理事
	植田 富美子	埼玉県地域婦人会連合会 副会長
	落合 一弘	公益財団法人埼玉県老人クラブ連合会 常務理事 兼 事務局長
	小野寺 雅樹	川越市国民健康保険課長
	増尾 猛	健康保険組合連合会埼玉連合会 常任理事 兼 事務局長
柴田 潤一郎	全国健康保険協会埼玉支部 支部長	

(令和3年12月)